



令和8年9月29日

九州運輸局

自動車検査証の有効期間を伸長します（再々伸長） ～令和8年熊本地震による被害を受けて～

令和8年熊本地震の被害に伴い、現時点の被災状況を踏まえて、熊本県の一部地域*に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和8年7月29日から10月31日までの自動車について、11月2日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

なお、有効期間が伸長された自動車であっても、継続検査を受検可能な自動車については、なるべく早く受検していただくようお願いします。

【一部地域*】

熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、八代市、氷川町

1. 令和8年熊本地震の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受検することが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示したのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、令和8年11月2日の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。

有効期間の伸長は、継続検査の受検が困難な自動車に対する特例措置となりますので、受検可能な自動車については、なるべく早く受検をしていただくようお願いします。

○ 対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和8年7月29日から10月31日までのもの

○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和8年11月2日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和8年11月2日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続は不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続が伸長する日までを限度して猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

○ 日常点検整備

有効期間を延長した自動車の使用にあたっては、安全上支障が生じるおそれもあることから、日常点検整備を確実に実施するなどにより、適切に保守管理を行っていただく必要があります。

2. 今回の再延長については、依然として地震の影響により車検を受けることが難しい状況が続いていることから、対象地域を絞って再度1か月の延長を行うものです。

【初回の延長】

○対象地域

熊本県

○自動車検査証の有効期間

令和8年7月29日から8月28日までのものを8月31日まで延長

【2回目の延長】

○対象地域

熊本県

○自動車検査証の有効期間

令和8年7月29日から9月30日までのものを10月1日まで延長

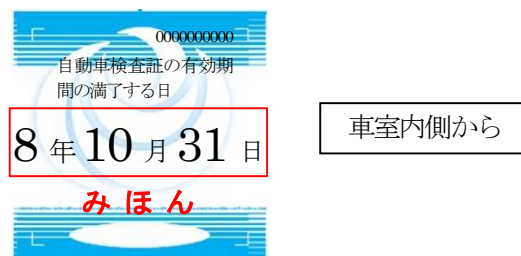
3. なお、今後対象地域の状況等に応じ、有効期間の再延長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車技術安全部 技術課 桂、大塚 TEL 092-472-2539

(参考1) 自動車検査証の有効期間の満了する日の確認方法

(1) 【検査標章（ステッカー）の場合】（ナンバープレート用を除く）



(2) 【電子車検証の場合】（車検証閲覧アプリ対応のPC／スマートフォン等が必要になります。）

車検証閲覧アプリを起動させて、
ICタグ記録情報をご確認下さい。

自動車検査証
有効期間の満了する日
令和8年10月31日
有効期間の満了する日
令和8年10月31日
みほん
ICタグの読み取り

◇電子車検証特設サイト：<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

(参考2) 参照条文

○道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考3) 熊本運輸支局長の公示の内容

(参考3)

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和8年7月28日から10月31日のものは、令和8年11月2日をもって満了するものとする。

記

熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、
嘉島町、益城町、八代市、氷川町

令和8年9月29日

九州運輸局 熊本運輸支局長